

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、<u>常時勤務に服することを要する職員</u>で、次に掲げるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）第2条第1項に定める給料を支給される職員</p> <p><u>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、常時勤務を要する職を占める職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当を受ける職員とみなす。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(勤務期間の計算)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、<u>区に常時勤務する職員</u>で、次に掲げるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>職員の給与に関する条例第22条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定めるもの</u></p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者</p>

として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。）（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となった者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めるものに限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間及び職員が都職員等となり引き続いて職員となったものの先の職員としての引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第6条又は第7条の規定による退職手当の基本額を計算する場合においては、これを1年

として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となった者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めるものに限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間及び職員が都職員等となり引き続いて職員となったものの先の職員としての引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

〔新設〕

6 〔同左〕

とする。

8 前項の規定は、第7条第2項の規定による退職手当の基本額又は第13条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第13条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 [略]

付 則

1～3 [略]

14 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、

7 [同左]

8 第13条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第5項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

[同左]

第16条 [同左]

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 [略]

付 則

1～3 [略]

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、

同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定すウ 特定退職者であつて、雇用保険法附る厚生労働省令で定める理由により就職が則第5条第1項に規定する地域内に居住し、困難な者であつて、同法第24条の2第1かつ、区長が同法第24条の2第1項に規項第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を促進す則で定める者に該当し、かつ、区長が同項るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促規定する職業指導を行うことが適当である進するために必要な職業安定法第4条第4と認めたもの（アに掲げる者を除く。）項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの とする。」

同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定すウ 特定退職者であつて、雇用保険法附る厚生労働省令で定める理由により就職が則第5条第1項に規定する地域内に居住し、困難な者であつて、同法第24条の2第1かつ、区長が同法第24条の2第1項に規項第2号に掲げる者に相当する者として規定する指導基準に照らして再就職を促進す則で定める者に該当し、かつ、区長が同項るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促規定する職業指導を行うことが適当である進するために必要な職業安定法第4条第4と認めたもの（アに掲げる者を除く。）項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの とする。」

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第14項の改正規定 公布の日
- (2) 第16条第1項第2号の改正規定 令和元年12月14日
- (3) 第2条及び第11条の改正規定並びに次項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の第11条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。